

勤労者財産形成預金（一般財形預金）規定

1. (預入れの方法等)

- (1) この預金の預入れは一口1,000円以上とし、年1回以上定期に事業主が預金者の給与から天引きして預入れるものとします。
- (2) この預金については、通帳の発行にかえ、財産形成預金契約の証（以下、「契約の証」といいます。）を発行し、預入れの残高を6か月に1回以上通知します。

2. (預金の種類、期間等)

この預金は、預入日の1年後の応当日を据置期間満了日、3年後の応当日を最長預入期限とする一口ごとの期日指定定期預金として預入れるものとします。

3. (自動継続等)

- (1) この預金（後記7.（2）による一部解約後の残りの預金を含みます。）は、最長預入期限にその元利金の合計額をもって、前回と同じ期日指定定期預金に自動的に継続します。
- (2) 前記（1）の継続にあたり、最長預入期限を同一日とする複数の預金がある場合は、それぞれの預金の元利金をまとめて一口の期日指定定期預金に自動的に継続します。
- (3) 継続された預金についても前記（2）と同様とします。
- (4) 継続を停止するときは、最長預入期限（継続をしたときはその最長預入期限）までにその旨を申し出てください。

4. (預金の支払時期等)

- (1) この預金は、継続停止の申し出があった場合、以下に定める満期日以後に支払います。
- (2) 満期日は、据置期間満了日から最長預入期限までの間の任意の日を指定することにより定めることができます。満期日を指定する場合は、取引店に対してその1か月前までに通知を必要とします。なお、この預金の一部について満期日を定める場合には、1万円以上の金額で指定してください。
- (3) 満期日は、前記（2）に準じて、この口座の預金残高の全部または一部に相当する金額について指定することができます。
- (4) 前記（2）または（3）による満期日の指定がない場合は、最長預入期限を満期日とします。
- (5) 前記（2）または（3）により定められた満期日以後に解約されないまま1か月を経過するか、またはその間に最長預入期限が到来したときは、満期日の指定はなかったものとし、引き続き最長預入期限に自動継続として取扱います。

5. (利息)

- (1) ① この預金の利息は、預入金額ごとにその預入日（継続したときはその継続日）から満期日の前日までの日数について、預入日（継続をしたときはその継続日）現在における次の預入期間に応じた利率によって計算します。
 - A 1年以上2年未満・・・・・・・・・・当社所定の「2年未満」の利率
 - B 2年以上・・・・・・・・・・当社所定の「2年以上」の利率（以下、「2年以上利率」といいます。）
 ② 前記①の利率は、当社所定の日に変更します。この場合、新利率は、変更日以後に預入れられる金額についてその預入日（すでに預けられている金額については、変更日以後最初に継続される日）から適用します。
- (2) この預金の全部または一部について満期日を指定した場合の前記（1）の利息（継続を停止した場合の利息を含みます。）は、満期日以後にこの預金とともに支払います。この場合の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数については、解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算します。
- (3) 当社がやむをえないものと認めて満期日前にこの預金を解約する場合および後記7.（4）および（5）の規定により解約する場合、その利息は、預入金額ごとに預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切り捨てます。）によって1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。
 - ① 6か月未満・・・・・・・・・・解約日における普通預金の利率
 - ② 6か月以上1年未満・・・・・・・・・・2年以上利率×40%
 - ③ 1年以上1年6か月未満・・・・・・・・・・2年以上利率×50%
 - ④ 1年6か月以上2年未満・・・・・・・・・・2年以上利率×60%
 - ⑤ 2年以上2年6か月未満・・・・・・・・・・2年以上利率×70%
 - ⑥ 2年6か月以上3年未満・・・・・・・・・・2年以上利率×90%
- (4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割りで計算します。

6. (取引の制限等)

- (1) 当社は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、預入れ、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (2) 日本国籍を保有せず本邦に居住している預金者は、在留資格および在留期間その他の必要な事項を当社の指定する方法によって当社に届出てください。この場合において、届出のあった在留期間が経過したときは、当社は預入れ、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限する場合があります。
- (3) 前記（1）もしくは（2）の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当社がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、預入れ、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (4) 前記（1）から（3）に定めるいずれの取引等の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当社が認める場合、当社は前記（1）から（3）にもとづく取引等の制限を解除します。

7. (預金の解約、書替継続)

- (1) この預金を解約または書替継続するときは、当社所定の払戻請求書に届け出の印章（または届け出の署名）により記名押印（または署名）して、契約の証とともに取引店へ提出してください。
- (2) この預金は、解約する預金を指定せずに、預金残高の合計額の一部に相当する金額を1万円以上の金額で払戻請求することができます。この場合、一口ごとの元金累計額が払戻請求書記載の金額に達するまで次の順序でこの預金を解約します。
 - ① 複数の預金がある場合には、預入日から解約日までの日数が多いものからとします。
 - ② 前記①で、解約日においてすでに満期日が到来している預金がある場合は、その預金を優先して解約します。
- (3) 前記（1）の順序で最後に解約することとなった預金は、次により解約します。
 - ① その預金が据置期間中の場合またはその預金の金額が1万円未満の場合は、その預金全額
 - ② その預金が据置期間経過後でその預金の金額が1万円以上の場合は、次の金額
 - A その預金にかかる払戻請求額が1万円未満の場合は、1万円
 - B その預金にかかる払戻請求額が1万円以上の場合は、その払戻請求額
- (4) 次の①から⑥までの一つにでも該当した場合には、当社はこの預金取引を停止し、預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。この場合、到達のいかにかわりなく、当社が解約等の通知を届出の住所にあてて発信した時に預金取引が停止され、または預金口座が解約されたものとします。
 - ① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合、またはこの預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
 - ② この預金の預金者が後記12.（1）に違反したとき
 - ③ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
 - ④ 当社が法令で定める本人確認等の確認を行うにあたって、預金者について確認した事項または前記6.の（1）もしくは（2）の定めにもとづき預金者が回答または届出た事項について、預金者の回答または届出が虚偽であることが明らかになったとき
 - ⑤ 前記6.の（1）から（3）までのいずれかの定めにもとづく取引の制限が1年以上に亘って解除されないとき

- ⑥ この預金がマネー・ローダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
- (5) この預金口座は、次の①から③までのいずれにも該当しない場合に利用することができ、次の①から③までの一つにでも該当する場合には、当社はこの預金口座の開設をお断りするものとします。また、次の①から③までの一つにでも該当した場合には、当社は預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。
- ① この預金の預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
- ② この預金の預金者が、次のAからFまでのいずれかに該当したことが判明した場合
- A 暴力団 B 暴力団員 C 暴力団準構成員 D 暴力団関係企業
E 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等 F その他前記AからEに準ずる者
- ③ この預金の預金者が、自らまたは第三者を利用して、次のAからEまでのいずれかに該当する行為をした場合
- A 暴力的な要求行為 B 法的な責任を超えた不当な要求行為 C 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
D 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為
E その他前記AからDに準ずる行為
- (6) 前記(1)の払戻しの手続きに加え、当該預金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等を求めることがあります。この場合、当社が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。

8. (転職時等の取扱)

転職、転勤、出向により財形貯蓄契約にもとづくこの預金の預入れができなくなった場合には、当該事実の生じた日から1年以内に所定の手続きにより、新たな取扱金融機関において引き続き預入れすることができます。

9. (届出事項の変更、契約の証の再発行等)

- (1) 契約の証や印章を失ったとき、または印章、氏名、住所、その他の届出事項に変更があったときは、当社所定の方法によりただちに当社に届け出てください。
- (2) 前記(1)の紛失および印章、氏名、住所、その他の届出事項の変更の届け出前に生じた損害については、当社に過失がある場合を除き、当社は責任を負いません。
- (3) 契約の証または印章を失った場合のこの預金の元利息の支払い、または契約の証の再発行は、当社所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
- (4) 契約の証を再発行するときは、預金者は当社所定の再発行手数料を支払うものとします。
- (5) 預金口座の開設等の際には、当社は、法令で定める本人確認等の確認を行います。この際に行う確認事項に変更があったときは、ただちに当社所定の方法によって当社に届け出てください。

10. (成年後見人等の届出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときは、ただちに成年後見人等の氏名その他の必要な事項を書面によって取引店に届け出てください。また、預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に取引店に届け出てください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされたときは、ただちに任意後見人の氏名その他の必要な事項を書面によって取引店に届け出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前記(1)および(2)と同様に取引店に届け出てください。
- (4) 前記(1)から(3)までの届出事項に取消しまたは変更等が生じたときにも同様に取引店に届け出てください。
- (5) 前記(1)から(4)までの届け出前に生じた損害については、当社は責任を負いません。

11. (印鑑照合等)

払戻請求書、諸届書類に使用された印影(または署名)を届け出の印鑑(または届け出の署名)と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしました場合は、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当社は責任を負いません。なお、盗取された契約の証を用いて行われた不正な払戻しの額に相当する金額について、後記15.により補てんを請求することができます。

12. (譲渡、質入れ等の禁止)

- (1) この預金、預金契約上の地位その他この取引にかかわる一切の権利については、譲渡、質入れその他第三者の権利の設定もしくは第三者に利用させることはできません。
- (2) 当社がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当社所定の書式により行います。

13. (通知等)

届け出のあった氏名、住所にあてて当社が通知または送付書類を発送した場合には、延着または到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

14. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) この預金は、満期日が未到来であっても、当社に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当社に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当社に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当社に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 前記(1)により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
- ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定のうえ、該当の契約の証とともにただちに当社に提出してください。ただし、この預金で担保される債務が預金者の債務である場合には当該債務から、また当該債務が第三者の当社に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。また、担保されている債務が複数ある場合は、その質権の順位に従います。
- ② 前記①の充當の指定のない場合には、当社の指定する順序方法により充當します。
- ③ 前記①による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当社お滞りなく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 前記(1)により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
- ① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当社に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。
- ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当社に到達した日までとして、利率、料率は当社の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等については当社の負担とします。
- (4) 前記(1)により相殺する場合の外国為替相場については当社の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 前記(1)により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当社の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

15. (盗難契約の証等による払戻し等)

- (1) 盗取された契約の証等を用いて行われた不正な払戻し(以下、「不正な払戻し」といいます。)については、次の①から③のすべてに該当する場合、預金者は当社に対して後記(2)に定める補てん対象額の請求を申し出ることができます。
- ① 契約の証等の盗難に気づいてからすみやかに、当社への通知が行われていること
- ② 当社の調査に対し、預金者より十分な説明が行われていること
- ③ 当社に対し、警察署に被害届を提出していることその他盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを提示していること

- (2) 前記(1)の申し出がなされた場合、不正な払戻しが預金者の故意による場合を除き、当社は、当社へ通知が行われた日の30日(ただし、当社に通知することができないやむをえない事情があることを預金者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。)前の日以降になされた不正な払戻しにかかる損害(手数料や利息を含みます。)の額に相当する金額(以下、「補てん対象額」といいます。)を補てんするものとします。ただし、不正な払戻しが行われたことについて、当社が善意かつ無過失であり、かつ、預金者に過失があることを当社が証明した場合には、当社は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。
- (3) 前記(1)および(2)は、前記(1)にかかる当社への通知が、盗難が行われた日(当該盗難が行われた日が明らかでないときは、盗取された契約の証等を用いて行われた不正な払戻しが最初に行われた日)から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。
- (4) 前記(2)にかかわらず、次のいずれかに該当することを当社が証明した場合には、当社は補てん責任を負いません。
 - ① 不正な払戻しが行われたことについて当社が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること
 - A 不正な払戻しが預金者の重大な過失により行われたこと
 - B 預金者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人、または家事使用人によって行われたこと
 - C 預金者が、被害状況についての当社に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと
 - ② 契約の証等の盗取が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じたまたはこれに付随して行われたこと
- (5) 当社が契約の証等提出式預金について預金者に払戻しを行っている場合には、当該払戻し額の限度において、前記(1)にもとづく補てんの請求には応じることができません。また、預金者が、不正な払戻しを受けた者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。
- (6) 当社が前記(2)により補てんを行った場合には、当該補てんを行った金額の限度において、当該預金に係る払戻請求権は消滅します。
- (7) 当社が前記(2)により補てんを行ったときは、当社は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取された契約の証等により不正な払戻しを受けた者その他の第三者に対して預金者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。

16. (重大な過失または過失となりうる場合)

- (1) 預金者の重大な過失となりうる場合とは、「故意」と同視しうる程度に注意義務に著しく違反する場合であり、その事例は、典型的には以下のとおりとなります。
 - ① 預金者が他人に契約の証を渡した場合
 - ② 預金者が他人に記入・押印済みの払戻請求書、諸届を渡した場合
 - ③ その他預金者に①および②の場合と同程度の著しい注意義務違反があると認められる場合
 - (注) 上記①および②については、病気の方が介護ヘルパー(介護ヘルパーは業務としてこれらを預かることはできないため、あくまで介護ヘルパーが個人的な立場で行った場合)などに対してこれらを渡した場合など、やむをえない事情がある場合はこの限りではない。
- (2) 預金者の過失となりうる場合の事例は、以下のとおりとなります。
 - ① 契約の証を他人の目につきやすい場所に放置するなど、第三者に容易に奪われる状態に置いた場合
 - ② 届け出印の印影が押印された払戻請求書、諸届を契約の証とともに保管していた場合
 - ③ 印章を契約の証とともに保管していた場合
 - ④ その他本人に①から③の場合と同程度の注意義務違反があると認められる場合

17. (規定の変更等)

- (1) この預金規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当社ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
- (2) 前記(1)の変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以上